

屋外広告物新基準の解説

(平成27年7月1日施行)

The Sign Design Guidelines











はじめに

このハンドブック「屋外広告物新基準の解説」について

(1) 屋外広告物制度改正の趣旨

広島市では、「美しく品のある都市景観の創出」を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市景観計画」を平成 26 年 7 月に策定し、平成 27 年 1 月から運用を開始しています。

建築物や工作物とともに、景観を構成する重要な要素である屋外広告物(以下「広告物」という。)についても、広島市景観計画に定める基本方針に基づき、広島市屋外広告物条例施行規則(以下「規則」という。)に定める許可基準の改正や広島市屋外広告物条例(以下「条例」という。)に定める景観形成広告整備地区の指定等を行うことにより、本市の良好な景観形成に向けた取組の充実を図ります。(平成27年7月1日施行)

なお、新しい屋外広告物制度による規制・誘導のエリア区分や各地区・グループごとの許可基準等の概要は、別冊「屋外広告物新基準の概要(以下「概要編」という。)」をご覧ください。

(2) このハンドブック「屋外広告物新基準の解説」について

このハンドブック「屋外広告物新基準の解説 (「解説編」という。)」では、新しい屋外広告物制度による改正許可基準や景観形成広告整備地区の届出制度・誘導基準等について、その内容や適用に係る留意点、運用上の取扱い、手続等を市民や事業者のみなさんにわかりやすく説明するため、イラストや写真などを用いて視覚的に解説しています。

概要編とあわせてご活用いただくことにより、新しい屋外広告物制度の趣旨をご理解いただき、広島市が育んできた美 しい景観と調和する質の高いデザインの広告物の掲出に役立てていただければ幸いです。

もくじ

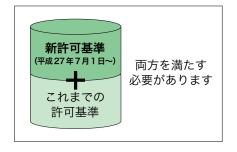
はじめに	
このハンドブック「屋外広告物新基準の解説」について・・・・・・・・・・]	
このパントラック 住外四日初初至中の併配」について	
第1章 新許可基準	
- 第 1 早 - 利 計 円 季 华 1 景観計画の区域内における許可の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 − 2	
2 壁面利用広告物の総量規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
3 広告物の地色の色彩の規制・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
4 広告物の設置高さの制限・屋上広告物の設置の制限・・・・・・・・・・ 14	
5 設置高さの制限を超えて表示・設置できる広告物・・・・・・・・・・17	
6 自家用広告物等への限定・・・・・・・20	
7 その他新許可基準の適用関係 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	T-1000
8 新許可基準の施行日・・・・・・・・・・・・・・・・ 24	
9 経過措置の適用関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 24	
	43807 2007 (87)
	THE COURSE OF STREET
第2章 届出制度・誘導基準	THEFTHE MANAGEMENT
第2章 届出制度・誘導基準 1 誘導基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 誘導基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25	
1 誘導基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	
1 誘導基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 2 届出の対象外となるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	
1 誘導基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 誘導基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 誘導基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・25 2 届出の対象外となるもの・・・・・・・・26 第 3 章 手続・提出図書 1 許可申請・届出等の提出図書・・・・・・・・・・・・・・・・・27 2 新基準の適用を受ける場合の添付図書作成上の留意事項・・・・・・・28	
1 誘導基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 誘導基準について 25 2 届出の対象外となるもの 26 第 3 章 手続・提出図書 1 許可申請・届出等の提出図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 誘導基準について 25 2 届出の対象外となるもの 26 第 3 章 手続・提出図書 1 許可申請・届出等の提出図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 誘導基準について 25 2 届出の対象外となるもの 26 第 3 章 手続・提出図書 1 許可申請・届出等の提出図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 誘導基準について 25 2 届出の対象外となるもの 26 第 3 章 手続・提出図書 1 許可申請・届出等の提出図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

第1章 新許可基準

1 景観計画の区域内における許可の基準

これまでの許可基準との関係 (規則第5条第2項)

今回の改正により新たに設ける4つの許可基準(規則別表第3の景観計画の区域内における許可の基準。このハンドブックにおいて「新許可基準」という。)は、これまでの許可基準(広告物の種別ごとに面積や大きさ等を規制する基準)に加えて適用するものであり、平成27年7月1日以降に許可を受けるものは、これまでの許可基準と新許可基準の両方を満たす必要があります。



2 壁面利用広告物の総量規制 (壁面利用広告物の表示面積の総量の基準)

(1) 規制の概要

建築物や塀などの工作物の1壁面に掲出できる壁面利用広告物の総量(表示面積の合計)について、壁面の面積に対して掲出できる割合(上限値)を地区ごとに設け、広告物の過度な表示を抑制します。



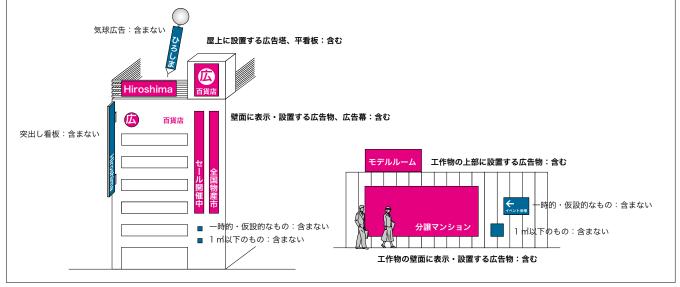
壁面利用広告物の総量規制のイメージ

(2) 壁面利用広告物とは (規則別表第3 備考1(1))

「壁面利用広告物」とは、次のものをいいます。

- ① 建築物の壁面等(建築物の屋上部を含む。)を利用して表示・設置する広告物又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)
 - ※ 屋上に設置する広告塔及び平看板、壁面広告に類する幕広告、日よけ・雨よけ等に表示する広告物を含み、 突出し看板及び気球広告は除きます。
- ② 塀、柵、工事現場の仮囲いその他これらに類する工作物の壁面等 (工作物の上部を含む。) に表示・設置する 広告物又は掲出物件
 - ※ ビルの建設現場の足場を囲うシート等に表示する広告物を含みます。

ただし、これらの広告物又は掲出物件のうち、表示面積が1平方メートル以下のもの及び表示・設置期間が2週間以内の一時的・仮設的なものは除外され、壁面利用広告物の総量の算定には含めません。



壁面利用広告物とは

(3) 地区別の基準一覧表

			景	観 計 画	重点	地 区			
	グル-	ープI		グループⅡ	グループI	グループI	グループⅡ	グループI	グループI
①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区				②平和大通り	③縮景園周辺	④リバーフロント・	⑤不動院周辺	⑥広島東照宮・國前	
A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E地区	沿道地区	地区	シーフロント地区	地区	寺周辺地区
表示面積の合計 が壁面の面積 (10m以下)の 1/5以下かつ 30㎡以下	表示面積の合計 が壁面の面積 (10m以下)の 1/5以下かつ 30㎡以下	表示面積の合計 が壁面の面積 (10m以下)の 1/5以下かつ 30㎡以下	表示面積の合計 が壁面の面積 (10m以下)の 1/5以下かつ 30㎡以下	(壁面の面積 (20m 以下のは が 300 m以下の で 300 m以下の 表示 面積 の 6 積 の 1/3 以で 可 1/3 以で 10 面積 2 を 1 が 10 面積 2 を 1 が 10 面積 2 を 1 を 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1	表示面積の合計 が壁面の面積 (10m以下)の 1/5以下かつ 30㎡以下	表示面積の合計 が壁面の面積 (10m以下)の 1/5以下かつ 30㎡以下	(壁面の面積 (20m以下) 180 m以下同じ)が180 m以下同時面積 の合積の合計が整備の一位のででででででででででででででででででででででででででででででででででで	表示面積の合計 が壁面の面積 (7m以下)の 1/5以下かつ 20㎡以下	表示面積の合計 が壁面の面積 (10m以下)の 1/5以下かつ 30㎡以下

		景	観 計 画	重点	地 区			景観計画重点地区以外
グループI	グループⅡ	グループI	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループIII
0.4411		⑨広島駅新	幹線口地区	o+++-	O+++===			
⑦広島城・ 中央公園地区	8西風新都 地区	二葉の里歴史の散歩道に面す るエリア(二葉の里歴史の散 歩道から 25 メートル以内)	二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア(二葉の里歴史の 散歩道から 25 メートル超)	⑩広島駅南口 地区	場周辺地区	⑫都心幹線道 路沿道地区	⑬宇品みなと 地区	一般区域
表示面積の合計 が壁面の面積 (10m以下)の 1/5以下かつ30 ㎡以下	(壁面の面積 (20m以下、以下 同じ)が 300㎡以下 同じ)が 300㎡以下)表示面積の合計が壁面の 1/3 以下 (100㎡まで可)(壁面の面積が 300㎡超)表示面積の合計が 100㎡に壁面の面積の 300㎡を超える加えた面積以下 ただし広表示したでも物 1 個の表以下	表示面積の合計 が壁面の面積 (10m以下)の 1/5以下かつ30 ㎡以下	(壁面の面積 (20m以下、以下 同じ)が 300㎡以下 同じ)が 300㎡以下)表示面面の合計が壁面の 1/3 以下 (100㎡まで可)(壁面の面積が 300㎡起)表示面積の合計が 100㎡に壁面の面積の 300㎡を超える加えた面積以下 ただも表示したで表示したが 1 個の表以下	(壁面の面積 (20m以下、以下 同じ)が 300㎡以下 同じ)が 300㎡以下)表示面積の合計が壁面の1/3以下 (100㎡まで可)(壁面の面積が 300㎡起)表示面積の合計が 100㎡に壁面の面積の 300㎡を壁面の面積の 300㎡を壁面の面積の 300㎡を関係です。 1/5 を下ただした面積以下ただしまでは、100㎡以下	(壁面の面積 (20m以下、以下 同じ)が 300㎡以下 同じ)が 300㎡以下)表示面積の合計が壁面の1/3以下 (100㎡まで可)(壁面の面積が 300㎡起)表示面積の合計が 100㎡に壁面の面積の 300㎡を超える加えた面積以下 とでしたであり 1 個の表別下	(壁面の面積 (20m以下、以下 同じ)が 300㎡以下 同じ)が 300㎡以下 表示面積の合計が壁面の1/3以下 (100㎡まで可)(壁面の面積が 300㎡起)表示面積の合計が 100㎡に壁面の面積の 300㎡を超えるおえた面積以下 ただし広までした。生物 1個のの以下	(壁面の面積 (20m以下、同じ)が 300㎡以下、同じ)が 300㎡以下)表示面積の合計が壁面の1/3以下(100㎡まで可)直積が300㎡超)表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超高る300㎡を加速を変加えた面積以下とかりに表示したが、100㎡以下というでは、100㎡以下	表示面積の合計 が壁面面積 (壁面 全体) の 1/3 以 下 (上限なし)



菱 ひろしま地図ナビ

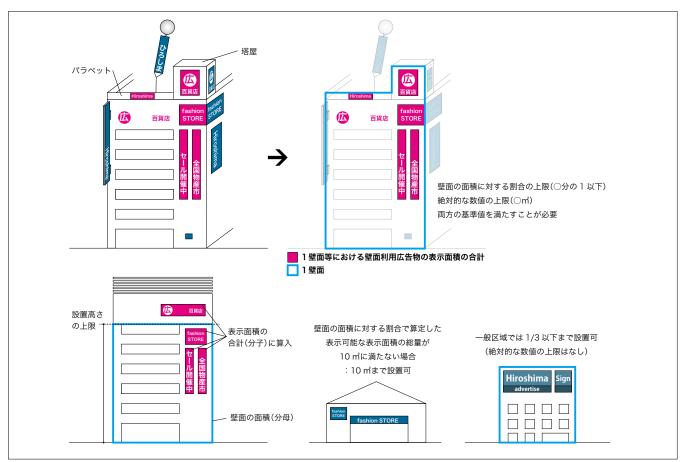
広告物又は掲出物件を表示・設置する場所が、景観計画に定める景観計画重点地区・一般区域のどの地区・区域に属しているかは、広島市ホームページの「ひろしま地図ナビ」により確認することができます。

(広島市ホームページ>まちづくり>都市計画・ 景観>都市計画>都市計画情報、地価情報> ひろしま地図ナビ(都市計画情報))



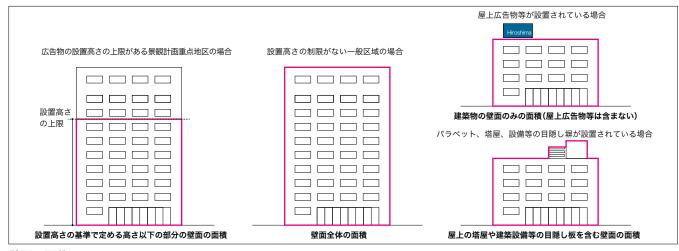
(4) 壁面利用広告物の表示面積の総量 (規則別表第3 1~3の(1)及び4)

- ア 壁面利用広告物の表示面積の総量とは、建築物又は工作物 (塀、柵、工事現場の仮囲いその他これらに類する 工作物に限る。)の1壁面等における壁面利用広告物の表示面積の合計 (同一の壁面等に複数の広告物がある場 合にあってはその表示面積の合計)をいいます。
- イ 建築物の屋上に設置する広告塔や平看板、塀などの上部に設置する平看板等は、壁面と一体で表示・設置され、 実質的に壁面の一部に表示・設置するものとみなされるため、壁面利用広告物として規制の対象としています。 これらについては、壁面と同方向に表示する部分の表示面積を表示面積の総量を算定する際の表示面積としま す
- ウ 1個の広告物又は掲出物件が2つの壁面にまたがって表示・設置される場合には、それぞれの壁面に表示・設置される部分の表示面積を当該壁面に表示される表示面積とします。
- エ 壁面利用広告物の表示面積の総量には、当該壁面利用広告物を表示・設置しようとする壁面に現に表示・設置 されている壁面利用広告物(設置者が異なるものを含む。)がある場合にはその表示面積を含みます。ただし、壁 面利用広告物に当たらないもの(突出し看板、気球広告、表示面積が1平方メートル以下のもの及び表示・設置 期間が2週間以内の一時的・仮設的なもの)は算定に含みません。
- オ 設置高さの制限を超えて表示・設置する広告物又は掲出物件(緩和基準を適用して表示・設置する広告物又は 掲出物件(P17~P19を参照))の表示面積については、表示面積の合計(分子)には算入しますが、壁面の面積(分 母)には算入しません。
- カ 壁面の面積に対する割合で算定した表示可能な表示面積の総量が10平方メートルに満たない場合は、10 平方メートルまで表示・設置が可能です。
- キ 壁面の面積に対する割合の上限のみで、絶対的な数値の上限がない景観計画重点地区においても、広告物 1 個当たりの表示面積の上限があります。
- ク 壁面の面積に対する割合の上限 (○分の1以下) と、表示面積の合計又は広告物1個当たりの表示面積の絶対 的な数値の上限 (○○平方メートル以下) については、これら両方の基準を満たす必要があります。
- ケー般区域にあっては、壁面の面積の3分の1以下であれば、絶対的な数値の上限はありません。



(5) 壁面の面積 (規則別表第3 1~3の(1)及び4)

- ア 壁面利用広告物の表示面積の総量の算定における「壁面の面積」は、広告物の設置高さの制限がかかる景観計画重点地区にあっては、広告物等の表示又は設置に係る高さの基準(「設置高さの基準」という。)で定める高さ以下の部分の壁面の面積となり、設置高さの制限を超える部分の壁面の面積は含めません。
- イ 設置高さの制限がない一般区域にあっては、壁面全体の面積が「壁面の面積」となります。
- ウ 屋上広告物の表示面や塀などの工作物の上部に設置された平看板等の表示面は壁面ではないため、壁面の面積(分母)には含めません。
- エ 屋上に設置された柵や手すりの部分は壁面として扱いません。壁面に沿って立ち上げられたパラペット、屋上の塔屋のほか、建築設備等の目隠しを目的として設置されたと認められる目隠し板は壁面として扱うことができます。ただし、建築設備等の目隠し板としての機能等があっても、広告物の掲出を主たる目的とするものは壁面として扱いません。
- オ 他の建築物やアーケード等により、壁面の一部が隠れている場合も、隠れている部分を含めて壁面全体の面積(設置高さの制限がかかる場合は設置高さの基準で定める高さ以下の部分の壁面の面積)とします。



壁面の面積

(6) 直塗り・箱文字広告物の表示面積の算定

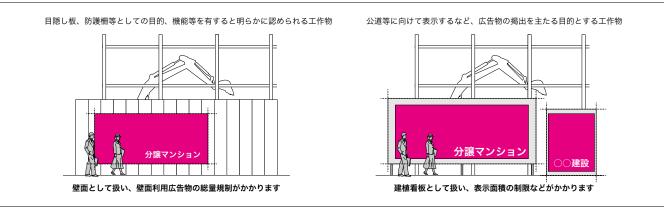
直塗り又は箱文字による広告物の表示面積の算定は、別冊「屋外広告物の手引き」の第2章「9 屋外広告物の表示面積及び許可申請手数料の取扱い」の「8 直塗り等広告物」の(2) によって算定します。商標・ロゴやイラスト等についても、その形状(○、△、□等)にかかわらず、外郭線の縦×横を広告物の表示面の外郭線とみなし、この外郭線内の面積を表示面積とします。以下は主な算定方法です。詳しくは、別冊「屋外広告物の手引き」をご覧ください。



直塗り・箱文字広告物の表示面積の算定

(7)「建植看板」に類似した「塀」状の工作物の取扱い

壁面利用広告物の表示面積の総量の基準の適用対象としている「塀、柵、工事現場の仮囲いその他これらに類する工作物」には、建植看板に類似した工作物であっても、目隠し板、防護柵等としての目的、機能等を有すると明らかに認められるものを含みます。ただし、公道等との境界に沿って設置され、公道等に向けて広告物を表示した「塀」状の工作物は、広告物の掲出を主たる目的とするものと認め、建植看板として取り扱います。



「建植看板」に類似した「塀」状の工作物の取扱い

(8) 1壁面のとらえ方(1壁面の面積の算定方法)

壁面利用広告物の表示面積の総量の基準における「1壁面」とは個々の壁面が原則となりますが、次のような場合には 以下の取扱いとします。ただし、1壁面等における壁面利用広告物の表示面積の合計が、当該基準で定める面積以下である ことが一見して明らかである場合などは、建築物又は工作物の見付面積を壁面の面積として簡易に算定することができます。

1 基本的な考え方

広告物が向いている方向から見た建築物等の見付面において、広告物が掲出される壁面と正対して一体に見える部分は同一の壁面としてとらえ、広告物が掲出される壁面と同方向に向いている壁面を「1壁面」として取り扱う。 高さ制限を超えてビル名称等の表示を1個に限り認める場合の「壁面」も同様に取り扱う。

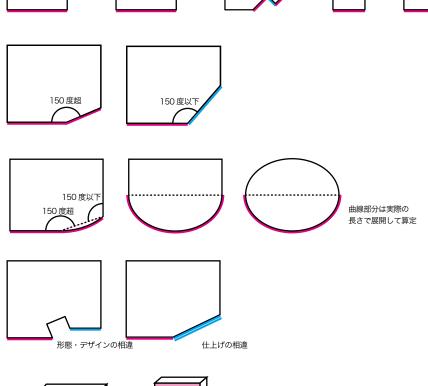
2 具体的な運用

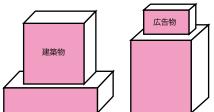
ア 広告物が掲出される壁面と同方向に向いている壁面については1壁面とみなす。 (L字型、コの字型の建築物である場合など)



- イ 建築物等の上方から見て、壁面のライン と壁面のラインが交差する角度が150 度を超える場合には同方向に向いている 壁面とみなし、交差する壁面のうち、交差 する角度が緩やかな(角度が大きい)壁面 の一部とみなす。
- ウ 曲線 (カーブ) 状の壁面については、カーブする部分の起点と終点を直線で結んだものを仮想の壁面とし、イの交差角度により、1 壁面又は接する他の壁面の一部として取り扱う。
- エ ただし、建築物等の形態、意匠、壁面の 仕上げ等により、一体の壁面と見なせない 場合は、それぞれを1壁面として取り扱う。
- オ 建築物が上下に二層構造となっており、壁面の位置が前後し壁面どうしが接していない場合においても、同方向から見えるものとして一体の壁面(1壁面)として取り扱う。

また、屋上広告物(広告塔、平看板)についても、壁面と同方向に表示される面を一体の壁面(1壁面)として取り扱う。



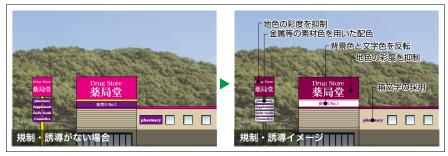




3 広告物の地色の色彩の規制 (広告物の地色の彩度の基準)

(1) 規制の概要

景観計画重点地区では、広告物の地色の色彩について、マンセル値による彩度の基準を地区ごとに設け、けばけばしい広告物を抑制します。



地色の色彩の規制のイメージ

(2) 地区別の基準一覧表

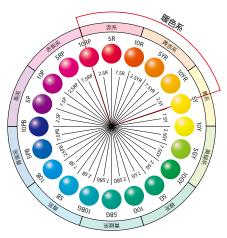
			景	鼠 計 画	重点	地 区			
	グルー	ープI		グループⅡ	グループI	グループI	グループⅡ	グループI	グループI
	①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区					③縮景園周辺	④リバーフロント・	⑤不動院周辺	⑥広島東照宮・國前
A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E地区	沿道地区	地区	シーフロント地区	地区	寺周辺地区
地色の彩度が暖 色系 8 以下 6 以 色系 8 以外 6 以 で 6 以下 6 以 で 6 以下 6 以 で 7 以下 7 の広 物、車機に制 が、車機に制 する広 外)	地色の彩度が暖 色系 8 以下、以 色系 8 以外 6 以 で 6 以下の広 が、車両・船出 が、車両・船出す る広告 り る広告 外)	地色の彩度が暖 色系 8 以下、以 色系 8 以外 6 以 色系以外 6 以 で以下の広・船 り、車両・船出す を る広告も り る広告も り る広告 り り る り り り り り り り り り り り り り り り り	地色の彩度が暖 色系 8 以下、以 色系 8 以外 6 以 色系以外面積 2 が、車両・船出舶・ が、車両・掲出対 る広告も が、車向・ 場下の広 り、車向・ 場下の広 り、車向・ 場下の広 り、車向・ 場下の広 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、	地色の彩度が 10以下(表示面積10㎡以下 の広告物、車機に の広告航空広告物 は対象外)	地色の彩度が暖 色系 8 以下、以 色系 8 以外 6 以 下 以下の広 が、車両・船出す る広告 物、車機に掲 対 る広告 外)	地色の彩度が暖 色系 8 以下、以 色系 8 以外 6 以 下 (以下の広 が、車両・船出す を が、車筒・掲 は対 が、車間・ を が、車 が、車 が、車 が、車 が、車 が、車 が、車 が、車 が、車 が、車	地色の彩度が 10以下(表示 面積10㎡以下 の広告物、車機に 船船・航空広告物 は対象外)	色系8以下、暖 色系以外6以 下(表示面積2 ㎡以下の広告 物、車両・船舶・	地色の彩度が暖 色系 8 以外 6 以 色系 3 以外 6 以 下 以下の面结 物、車機に 物、車機に が、車機に が、車機に が、 外)

		景	観 計 画	重点	地 区	<u> </u>		景観計画重点地区以外
グループI	グループⅡ	グループI	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループIII
⑦広島城・ 中央公園地区	8西風新都 地区	⑨広島駅新 二葉の里歴史の散歩道に面す るエリア (二葉の里歴史の散 歩道から 25 メートル以内)	幹線口地区 二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア (二葉の里歴史の 散歩道から 25 メートル超)	⑩広島駅南口 地区	⑪広島市民球 場周辺地区	②都心幹線道 路沿道地区	③宇品みなと 地区	一般区域
地色の彩度が暖 色系8以下で、 を系以外6以下で 表示面積2㎡以下の 広舎物、空機 が、空機物は 対象外)	10㎡以下の広告	地色の彩度が暖 色系 8 以下、暖 会系以外 6 以下 (表 示面積 2㎡以下での 航生物、空機に掲 出するが、機は 対象外)	地色の彩度が 10 以下 (表示面積 10㎡以下の広告 物、車両・船出す 高立に告物は対象 外)	地色の彩度が10 以下(表示面積 10㎡以下の広告 物、車両・船舶・ 航空機に掲出す る広告物は対象 外)	地色の彩度が 10 以下 (表示面積 10㎡以下の広告 物、車両・船舶・ 航空機に掲出す る広告物は対象 外)	地色の彩度が10 以下(表示面積 10㎡以下の広告 物、車両・船舶・ 航空機に掲出す る広告物は対象 外)	地色の彩度が 10 以下 (表示面積 10㎡以下の広告 物、車両・船舶・ 航空機に掲出す る広告物は対象 外)	

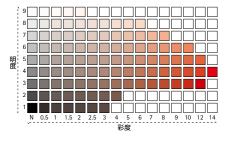


マンセル表色系

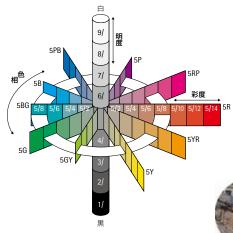
私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現はとらえ方に個人差があり、 一つの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、色彩の規制では、色彩を客観的に表す尺度として、 日本工業規格 (JIS) に採用され、国際的にも広く用いられている「マンセル表色系」を用いています。「マンセル表色系」 は、1905年にアメリカの画家アルバート・マンセルによって考案された色彩の表示伝達方法で、ひとつの色彩を「色 相」、「明度」、「彩度」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。



マンセル色相環



色彩の明度と彩度(色相 5R の場合)



マンセル色立体の構造

色相(しきそう)…色あいの違い

色相は、色あいの違いを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、 緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R、YR、 Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP) とその度合いを示す 0 から 10 まで の数字を組み合わせ、10R や 5Y などのように表記します。また、10RP は OR、10R は OYR と同意です。このうち、基準に用いている「暖色系」とは R、 YR、Yの3色相に属する色彩を指します。

明度(めいど)…明るさの度合い

明度は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小 さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明 るい白で明度 9.5 程度、最も暗い黒で明度 1.0 程度です。

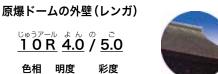
彩度(さいど)…鮮やかさの度合い

彩度は、鮮やかさを 0 から 14 程度までの数値で表します。 色味のない 鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。 逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は 14 程度です。 最も 鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは 14 程度、青 緑や青などは8程度です。

マンセル値

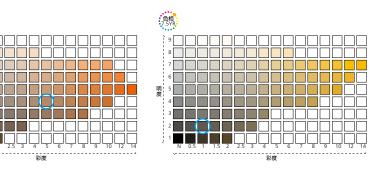
マンセル値は、これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。 有彩色は、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、ニュー トラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。

例えば、原爆ドームの外壁 (レンガ) は 10R4.0/5.0、不動院金堂の屋 根は 7.5YR2.0/1.0 です。



不動院金堂の屋根

7.5YR 2.0 / 1.0 色相 明度 彩度



(3) 色彩の規制で許容される彩度

広告物の地色の彩度の基準及び設置高さの制限を緩和する広告物の基準 (「緩和基準」という。) の色彩に関する部 分について、以下に解説します。

ア 広告物の地色の彩度の基準

景観計画重点地区ごとに、対象となる表示面積と地色 (表示面積の3分の1以上の部分で使用する色 (P12を参照)) の彩度を定めています。

なお、景観計画重点地区以外の市域 (一般区域) については、広告物の色彩の規制はありません。

① 地色の彩度:暖色系(OR ~ 5Y までの色相)8 以下、暖色系以外(その他の色相)6 以下



①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(A~D地区)

②平和大通り沿道地区

③縮景園周辺地区

⑤不動院周辺地区

⑥広島東照宮·國前寺周辺地区

⑦広島城・中央公園地区

⑨広島駅新幹線口地区 (二葉の里歴史の散歩道に面するエリア)

② 地色の彩度:10以下(全ての色相)



①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(E地区)

④リバーフロント・シーフロント地区

⑧西風新都地区

⑨広島駅新幹線口地区(二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア) ⑬宇品みなと地区

①広島市民球場周辺地区

⑫都心幹線道路沿道地区

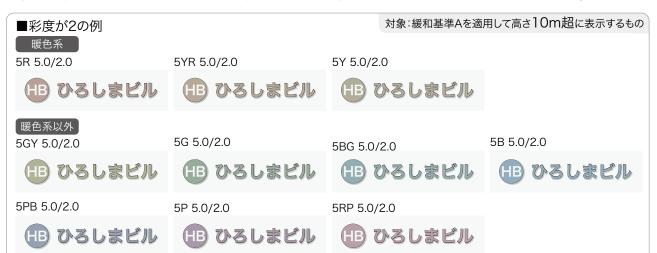
⑩広島駅南口地区

イ 設置高さの制限を緩和する広告物の基準(緩和基準)

設置高さの制限を超えて表示・設置できる広告物の要件のうち、色彩に関する基準は以下のとおりです。(このほかに、 文字・記号の大きさや表示内容、表示方法等に関する基準があります。(P17 ~ P19 を参照))

① 文字・記号の色の彩度:2 以下(全ての色相)

緩和基準 A を適用して高さ 10m 超に表示する場合は、文字・記号の色は彩度2以下とします。



該当地区 (1)原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 (A~C 地区)

② 文字・記号の色の彩度:暖色系(OR~5Yまでの色相)8以下、暖色系以外(その他の色相)6以下

緩和基準Bを適用して高さ 10m 超 (⑤不動院周辺地区は 7m 超) に表示する場合、文字・記号の色は暖 色系(OR~5Yまでの色相)8以下、暖色系以外(その他の色相)6以下とします。



③縮景園周辺地区

②平和大通り沿道地区

⑤不動院周辺地区

⑥広島東照宮·國前寺周辺地区

⑦広島城・中央公園地区

⑨広島駅新幹線口地区 (二葉の里歴史の散歩道に面するエリア)

③ 地色の彩度:暖色系(OR~5Yまでの色相)8以下、暖色系以外(その他の色相)6以下

緩和基準 C を適用して高さ 20m 超に表示・設置する場合、地色の彩度は暖色系(0R ~ 5Y までの色相) 8以下、暖色系以外(その他の色相)6以下とします。

■地色の彩度が暖色系8、暖色系以外6の例

色彩の例は P9 のア① 地色の彩度を参照

対象:壁緩和基準Cを適用して高さ20m超に設置するもの

①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(E地区) ④リバーフロント・シーフロント地区

⑩広島駅南口地区 ①広島市民球場周辺地区 12都心幹線道路沿道地区

8西風新都地区

⑨広島駅新幹線口地区(二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア) ⑬宇品みなと地区

※ 印刷物のため上図で例示した色彩と実際のマンセル値は異なる場合があります。あくまで参考イメージとしてご覧ください。

許容される色彩の範囲

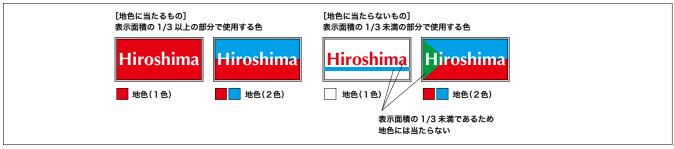
1

■ 彩度2以下 ■ 彩度8以下(暖色系:OR~5Y)/彩度6以下(暖色系以外) 彩度10以下 R(赤)系の色相 BG(青緑)系の色相 4 彩度 暖色系 Y(黄)系の色相(0.1Y~5Y) PB(青紫)系の色相 GY(黄緑)系の色相 明度 4 5 彩度 4 5 彩度 RP(赤紫)系の色相

(4) 地色とは(規則別表第3 備考1(2))

「地色」とは、広告物の表示面積の3分の1以上の部分において使用する色をいいます。

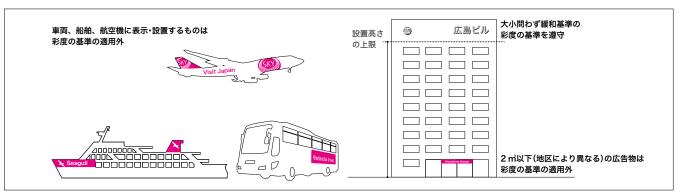
広告物の文字・記号の部分についてもその表示面積が3分の1以上である場合には、地色として規制の対象となります。 下地(背景)に用いる色であっても、その使用面積が表示面積の3分の1未満である場合には、地色として扱いません。



地色の考え方

(5) 色彩の規制の適用対象外(規則別表第3 1~3の(2))

- ア 表示面積が2平方メートル以下(地区により5平方メートル以下又は10平方メートル以下)の広告物及び 車両、船舶又は航空機に表示する広告物については、広告物の地色の彩度の基準の適用はありません。
- イ 設置高さの制限を超えて表示する広告物については、表示面積による適用除外はありません。
- ウ 突出し看板、建植看板や広告塔のように複数の面に表示する広告物の表示面積による適用除外については、 各面の表示面積の合計を「表示面積」として扱います。



色彩の規制の適用対象外

(6) 地色の使用面積の算定方法(表示面積の3分の1以上又は3分の1未満の算定方法)

同一色で構成された部分の面積を算定し、その面積が表示面積の3分の1以上となる場合は、地色の彩度の基準が 適用されます。

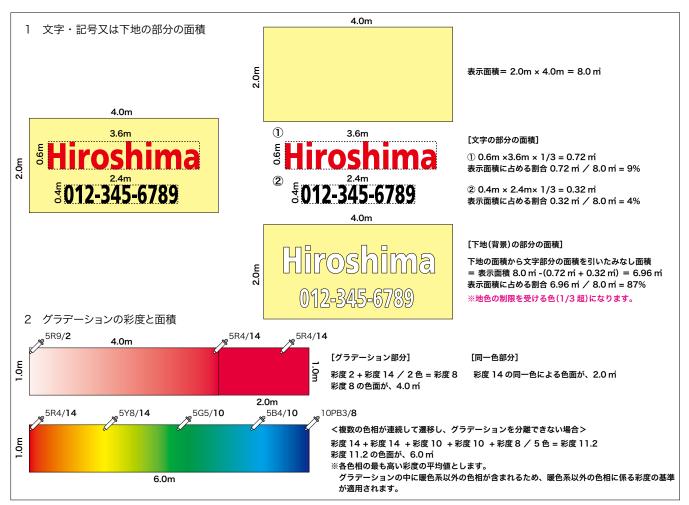
同一色で構成された部分の面積の算定は、以下により行うこととします。

ア 文字や記号の実際の形状に合わせて算定するほか、四角形や三角形、円などを組み合わせて算定したり、格子 状のグリッド線を引いて細分化したものの同一色の部分をカウントすることにより算定することができるもの とします。

また、シンプルな屋外広告物の表現を推奨する観点から、文字や記号の部分については、別冊「屋外広告物の手引き」の第2章「9屋外広告物の表示面積及び許可申請手数料の取扱い」の「8直塗り等広告物」の(2)によって算定した外郭線内の面積の3分の1を文字又は記号の部分の面積として簡易に取り扱うことができるものとします。

- イ 算定しようとする色が表示面積の3分の1に満たない、あるいは3分の1以上であることが一見して明らかであると認められる場合には、算定は不要とします。
- ウ グラデーションなど色彩が連続的に遷移する場合は、同一面の最も彩度の高い色と最も彩度の低い色の平均 彩度をその面の彩度として取り扱うこととします。ただし、どちらかの色の割合が極端に大きい場合などは、割 合の大きな部分の彩度とします。

また、グラデーションが遷移せずに同一色となっている部分がある場合は、同一色となっている部分はグラデーション部分と切り離して面積を算定します。



地色の使用面積の算定方法

(7) 地色の算定における写真、絵画の取扱い

広告物のうち、写真や絵画(イラストを含む。以下同じ。)を用いる部分についても地色の彩度の基準に適合する必要が あります。ただし、写真や絵画には多様な色彩が用いられ、それぞれの形状や輪郭線等も一様でないことから、写真や絵 画の色彩については次のような取扱いができるものとします。

- ア 白黒の写真や絵画については、全ての部分が地色の彩度の基準に適合しているものとします。
- イ セピア調などのモノカラー写真、単色の濃淡による絵画などは、写真、絵画の部分の最も鮮やかな色が彩度の 基準に適合していれば、全ての部分が地色の彩度の基準に適合しているものとします。
- ウ フルカラーの写真、絵画でも、彩度の基準に明らかに適合する落ち着いた色調が基調となっているものにつ いては、彩度の基準の上限を超える部分を四角形や三角形、円形などで囲んで簡易に面積を算定し、当該部分の 表示面積に占める割合により面積を算定できるものとします。
- エ フルカラーの写真、絵画で、多様な色彩が入り交じるなど、彩度の基準への適合を評価することが困難なもの については、簡易に写真、絵画の部分の2分の1の面積を彩度の基準に適合しない部分として算定することがで きます。ただし、写真、絵画の部分のほとんどが彩度の基準の上限を超える色で占められる場合などについては、 写真、絵画の部分の全てを不適合として取り扱います。











の基準に適合しない部分として扱う

全ての部分が彩度の基準に不適合

(8) C I カラーの取扱い

CI (コーポレートアイデンティティ) カラーについても、表示面積の3分の1以上を占める場合は地色に当たり、地色の彩度の基準が適用されます。



CIカラーの取扱い

(10) 設置高さの制限を超えて表示・設置する 広告物の彩度の基準(規則別表第3 1~3の(3))

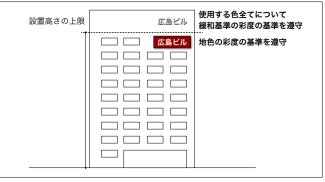
設置高さの制限を超えて表示・設置する広告物又は掲出物件(緩和基準を適用して表示・設置する広告物又は掲出物件)については、当該緩和基準の彩度の基準が適用されます。

(9) 輝度が変化する広告物の取扱い

輝度が変化する広告物(電光掲示板、映像装置などの 可変表示広告物・掲出物件)については、彩度の判定が 困難なため、彩度の基準の適用対象外とします。







設置高さの制限を超える場合の広告物の彩度

4 広告物の設置高さの制限・屋上広告物の設置の制限(広告物等の表示又は設置に係る高さの基準)

(1) 規制の概要

景観計画重点地区では、広告物 (屋上広告物を含む。)を掲出できる 高さの制限を地区ごとに設け、高層 部への広告物の表示を制限し、遠景 やスカイラインに配慮した広告物を誘 導します。



広告物の設置高さの制限・屋上広告物の設置の制限のイメージ

(2) 地区別の基準一覧表

				景	1 計画	重点	地 区			
区分		グル-	-プI		グループⅡ	グループI	グループI	グループⅡ	グループI	グループI
区万		①原爆ドーム	及び平和記念	公園周辺地区		②平和大通	③縮景園周	④リバーフロント・	⑤不動院周	⑥広島東照宮・國
	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E地区	り沿道地区	辺地区	シーフロント地区	辺地区	前寺周辺地区
広告物の 設置高さ の制限	10m 以下	10m 以下	10m以下	10m 以下	20m 以下	10m 以下	10m 以下	20m 以下	7m 以下	10m 以下
屋上広告物 の設置 の制限	10m 超不可	10m 超不可	10m 超不可	10m 超不可	20m 超不可	10m 超不可	10m 超不可	20m 超不可	7m 超不可	10m 超不可

			景	観 計 画	重点	地 区			景観計画重点地区以外
	グループI	グループⅡ	グループI	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅢ
区分	0++10		9広島駅新幹線口地区				O + = > + > + > + + > + + > + + > + + > + >	o 	
	で広島城・中央公園地区	8西風新都 地区	二葉の里歴史の散歩道に面す るエリア (二葉の里歴史の散 歩道から 25 メートル以内)	二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア(二葉の里歴史の散歩道から 25 メートル超)	⑩広島駅南口 地区	①広島市民球 場周辺地区	⑫都心幹線道 路沿道地区	地区	一般区域
広告物の 設置高さ の制限	10m以下	20m以下	10m以下	20m 以下	20m 以下	20m 以下	20m 以下	20m 以下	
屋上広告物 の設置 の制限	10m 超不可	20m 超不可	10m 超不可	20m 超不可	20m 超不可	20m 超不可	20m 超不可	20m 超不可	

(3) 設置高さの制限の対象となる広告物等 (規則別表第3 1~3の(3))

- ア 広告物等の表示又は設置に係る高さの基準 (設置高さの基準) が適用される広告物又は掲出物件は、建築物又は工作物 (塀、柵、工事現場の仮囲いその他これらに類する工作物に限る。) の壁面等 (建築物の屋上部や工作物の上部を含む。) を利用して表示・設置するものになります。
- イ 建築物の壁面等に表示・設置する壁面利用広告物(壁面広告、屋上広告物、壁面広告に類する幕広告、日よけ・雨よけ等に表示する広告物)や突出し看板、気球広告は規制の対象となりますが、地上に設置する建植看板(自立看板)など建築物に付帯しないものは対象外となります。

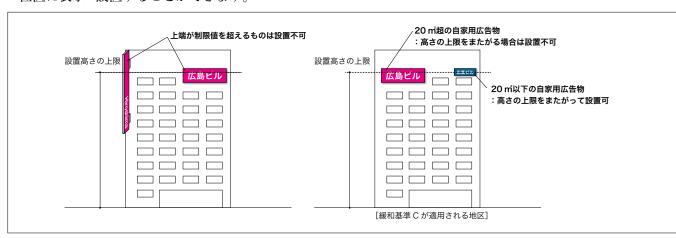


設置高さの制限の対象となる広告物等

(4) 設置高さの基準で定める高さを超えて表示・設置するものの取扱い

- ア 地表から広告物又は掲出物件の上端までの高さが設置高さの基準で定める制限値以下である必要があり、広告物の下端が制限値以下であっても、上端が制限値を超えるものは表示・設置できません。
- イ 緩和基準Cが適用される地区にあっても、表示面積が20平方メートルを超えるものは、表示面積のうち高 さ制限を超える部分の面積が20平方メートル以下であったとしても表示・設置することはできません。

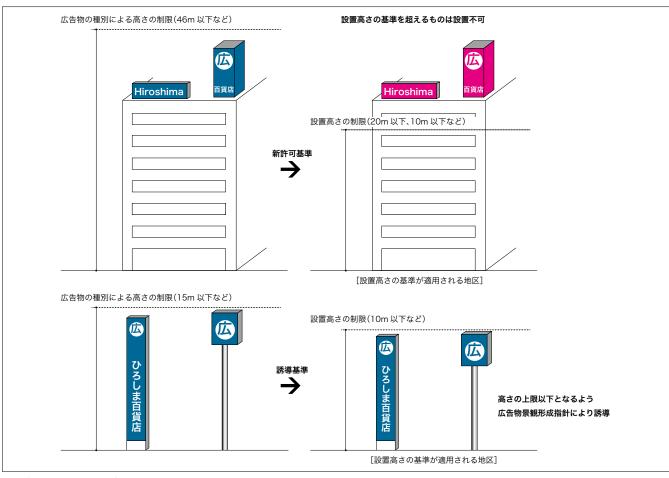
ただし、表示面積20平方メートル以下の自家用広告物であれば、設置高さの基準で定める高さをまたがる 位置に表示・設置することができます。



設置高さの基準で定める高さを超えて表示・設置するものの取扱い

(5) 広告物の種別による高さ制限があるものの取扱い

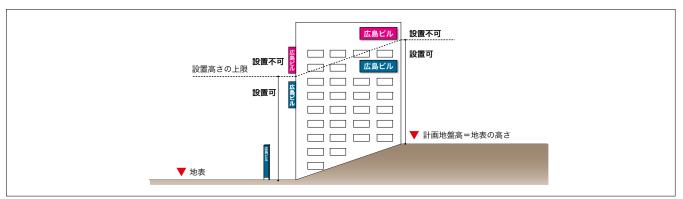
- ア 建築物の壁面等を利用して表示・設置する広告物又は掲出物件のうち、屋上に設置する広告塔又は平看板については、広告物の種別ごとの許可基準において地表からの高さの制限(地表から広告塔又は平看板の上端までの高さが46m以下(市長がやむを得ないと認める場合は51m以下))がありますが、設置高さの基準が適用される地区内で表示・設置するものについては、当該基準で定める高さ以下に表示・設置する必要があります。〔規則別表第2の2(1)〕
- イ 地上に設置する広告塔又は平看板の地表からの高さの制限値 (家屋連たん区域内では地表から15メートル以下など)が、設置高さの基準の制限値 (10メートル以下など)を超える場合にあっては、許可基準としては地上に設置する広告塔又は平看板の地表からの高さの制限値となりますが、広告物景観形成指針による誘導基準 (P25を参照) は設置高さの基準で定める高さ以下となります。



広告物の種別による高さ制限があるものの取扱い

(6) 新たに造成する土地の地表のとらえ方

敷地を造成して新たに建築する建築物に広告物又は掲出物件を表示・設置しようとする場合は、表示・設置する部分の計画地盤高を地表の高さとしてとらえます。



新たに造成する土地の地表のとらえ方

5 設置高さの制限を超えて表示・設置できる広告物(設置高さの制限を緩和する広告物の基準)

(1) 制度の概要

景観計画重点地区では、広告物を掲出できる高さの制限を地区ごとに設けていますが、ビル名称などで一定の要件(設置高さの制限を緩和する広告物の基準(緩和基準))を満たす広告物については、例外的に高さの制限を超えた位置に掲出することができます。

(2) 地区別の基準一覧表

				景	引 計 画	重点	地 区			
区分		グル-	-プI		グループⅡ	グループI	グループI	グループⅡ	グループI	グループI
©.7J		①原爆ドーム	及び平和記念	公園周辺地区		②平和大通	③縮景園周	④リバーフロント・	⑤不動院周	⑥広島東照宮・國
	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E地区	り沿道地区	辺地区	シーフロント地区	辺地区	前寺周辺地区
基準	緩和基準 A	緩和基準 A	緩和基準 A	緩和基準 B	緩和基準 C	緩和基準 B	緩和基準 B	緩和基準 C	緩和基準 B	緩和基準 B
表示内容	ビル名称等又 は駐車場を表 す案内用記号 (Pマーク)	ビル名称等又 は駐車場を表 す案内用記号 (Pマーク)	ビル名称等又 は駐車場を表 す案内用記号 (Pマーク)	ビル名称等又 は駐車場を表 す案内用記号 (Pマーク)	表示面積が 20 ㎡以下の自家 用広告物	ビル名称等又 は駐車場を表 す案内用記号 (Pマーク)	ビル名称等又 は駐車場を表 す案内用記号 (Pマーク)	表示面積が 20 ㎡以下の自家 用広告物	ビル名称等又 は駐車場を表 す案内用記号 (Pマーク)	ビル名称等又 は駐車場を表 す案内用記号 (Pマーク)
表示形式	建築物の壁面 に箱文字又は 直塗りで表示 するもの 広告物の個数 は1壁面につ き1個	建築物の壁面 に箱文字又は 直塗りで表示 するもの 広告物の個数 は1壁面につ き1個	建築物の壁面 に箱文字又は 直塗りで表示 するもの 広告物の個数 は1壁面につ き1個	建築物の壁面 に箱文字又は 直塗りで表示 するもの 広告物の個数 は1壁面につ き1個	建築物の壁面 に掲出するも の(表示形式 は問わない)	建築物の壁面 に箱文字又は 直塗りで表示 するもの 広告物の個数 は1壁面につ き1個	建築物の壁面 に箱文字又は 直塗りで表示 するもの 広告物の個数 は1壁面につ き1個	建築物の壁面 に掲出するも の(表示形式 は問わない)	建築物の壁面 に箱文字又は 直塗りで表示 するもの 広告物の個数 は1壁面につ き1個	建築物の壁面 に箱文字又は 直塗りで表示 するもの 広告物の個数 は1壁面につ き1個
文字の大 きさ	縦 1.2m 以下	縦 1.2m 以下	縦 1.2m 以下	縦 1.2m 以下	- (表示面積 は 20㎡以下)	縦 1.2m 以下	縦 1.2m 以下	— (表示面積 は 20㎡以下)	縦 1.2m 以下	縦 1.2m 以下
商標・P マークの 大きさ	縦横それぞれ 2.4m 以下	縦横それぞれ 2.4m 以下	縦横それぞれ 2.4m 以下	縦横それぞれ 2.4m 以下	— (表示面積 は 20㎡以下)	縦横それぞれ 2.4m 以下	縦横それぞれ 2.4m 以下	— (表示面積 は 20㎡以下)	縦横それぞれ 2.4m 以下	縦横それぞれ 2.4m 以下
色彩	文字・商標・ Pマークの彩 度が2以下	文字・商標・ Pマークの彩 度が2以下	文字・商標・ Pマークの彩 度が2以下	文字・商標・ Pマークの彩 度が暖色系 8 以下、暖色系 以外 6 以下	地色の彩度が 暖色系8以下、 暖色系以外6 以下	文字・商標・ Pマークの彩 度が暖色系 8 以下、暖色系 以外 6 以下	文字・商標・ Pマークの彩 度が暖色系 8 以下、暖色系 以外 6 以下	地色の彩度が 暖色系8以下、 暖色系以外6 以下	文字・商標・ Pマークの彩 度が暖色系 8 以下、暖色系 以外 6 以下	文字・商標・ Pマークの彩 度が暖色系 8 以下、暖色系 以外 6 以下
照明	照明は行わない	照明は行わない	照明は行わない	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は 背後の壁面に 取り付けられ ていること	—(照明方法 は問わない)	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は 背後の壁面に 取り付けられ ていること	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は 背後の壁面に 取り付けられ ていること	—(照明方法 は問わない)	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は 背後の壁面に 取り付けられ ていること	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は 背後の壁面に 取り付けられていること

			景	観計画	重点	地区			景観計画重点地区以外
	グループI	グループII	グループI	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループII	グループⅡ	グループIII
区分		@ T E**********	9広島駅新	幹線口地区	@ <u></u>	0+++- 1	@ +# > +A441*	@ 	
	⑦広島城・中 央公園地区	图西風新都地区	二葉の里歴史の散歩道に面す るエリア (二葉の里歴史の散 歩道から 25 メートル以内)	二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア(二葉の里歴史の散歩道から 25 メートル超)	地区地区	場周辺地区	②都心幹線道 路沿道地区	地区	一般区域
基準	緩和基準 B	緩和基準 C	緩和基準 B	緩和基準 C	緩和基準 C	緩和基準 C	緩和基準 C	緩和基準 C	
表示内容	ビル名称等又は 駐車場を表す 案内用記号(P マーク)	表示面積が 20 ㎡以下の自家用 広告物	ビル名称等又は 駐車場を表す 案内用記号(P マーク)	表示面積が 20 ㎡以下の自家用 広告物	表示面積が 20 ㎡以下の自家用 広告物	表示面積が 20 ㎡以下の自家用 広告物	表示面積が 20 ㎡以下の自家用 広告物	表示面積が 20 ㎡以下の自家用 広告物	
表示形式	建築物の壁面に 箱文字又は直塗 りで表示するも の 広告物の個数は 1 壁面につき 1 個	建築物の壁面に 掲出するもの (表示形式は問 わない)	建築物の壁面に 箱文字又は直塗 りで表示するも の 広告物の個数は 1 壁面につき 1 個	建築物の壁面に 掲出するもの (表示形式は問 わない)	建築物の壁面に 掲出するもの (表示形式は問 わない)	建築物の壁面に 掲出するもの (表示形式は問 わない)	建築物の壁面に 掲出するもの (表示形式は問 わない)	建築物の壁面に 掲出するもの (表示形式は問 わない)	
文字の大 きさ	縦 1.2m 以下	- (表示面積は 20㎡以下)	縦 1.2m 以下	—(表示面積は 20㎡以下)	- (表示面積は 20㎡以下)	- (表示面積は 20㎡以下)	- (表示面積は 20㎡以下)	- (表示面積は 20㎡以下)	
商標・P マークの 大きさ	縦横それぞれ 2.4m 以下	— (表示面積は 20㎡以下)	縦横それぞれ 2.4m 以下	— (表示面積は 20㎡以下)	- (表示面積は 20㎡以下)	— (表示面積は 20㎡以下)	- (表示面積は 20㎡以下)	— (表示面積は 20㎡以下)	
色彩	文字・商標・P マークの彩度が 暖色系8以下、 暖色系以外6以 下	地色の彩度が暖 色系8以下、 暖色系以外6以 下	文字・商標・P マークの彩度が 暖色系8以下、 暖色系以外6以 下	地色の彩度が暖 色系8以下、 暖色系以外6以 下	地色の彩度が暖 色系8以下、 暖色系以外6以 下	地色の彩度が暖 色系 8 以下、 暖色系以外 6 以 下	地色の彩度が暖 色系8以下、 暖色系以外6以 下	地色の彩度が暖 色系 8 以下、 暖色系以外 6 以 下	
照明	照明装置が文字 の内部若しくは 裏面又は背後の 壁面に取り付け られていること	―(照明方法は 問わない)	照明装置が文字 の内部若しくは 裏面又は背後の 壁面に取り付け られていること	―(照明方法は 問わない)	―(照明方法は 問わない)	―(照明方法は 問わない)	―(照明方法は 問わない)	―(照明方法は 問わない)	

(3) ビル名称等とは (規則別表第3 備考1(4))

「ビル名称等」とは、自己の氏名、名称、店名又は商標を自己の住所、事業所、営業所又は作業場の壁面に表示するものをいいます。自己の事業又は営業の内容を表示するものは、ビル名称等には当たりません。



ビル名称等とは

(4) 駐車場を表す案内用記号 (Pマーク) とは (規則別表第3 備考1(5))

「駐車場を表す案内用記号」とは、日本工業規格 (JIS) Z8210に定める案内用図記号のうち、車両が駐車してもよい施設及び場所を表示する記号その他これに類する記号を自己の住所、事業所、営業所又は作業場の壁面に表示するものをいいます。

JIS規格に適合したものでなくても、これに類する内容・形式で表示されるもので、大きさの基準 (縦横それぞれ2.4 メートル以下) などを満たすものであれば、表示が認められます。



駐車場を表す案内用記号(Pマーク)とは

(5) 緩和基準Cを適用して表示・設置できる広告物 (規則別表第3 3の(3))

緩和基準Cを適用して表示・設置できる広告物又は掲出物件は自家用広告物のみです。自家用広告物以外のもの(商業広告などのほか管理用広告物を含む。)は表示・設置できません。



緩和基準Cを適用して表示・設置できる広告物

(6) 壁面に表示するもの (規則別表第3 1~3の(3))

設置高さの制限を超えて例外的に表示・設置を認める ものは、建築物又は工作物(塀、柵、工事現場の仮囲い その他これらに類する工作物に限る。)の壁面に表示・設 置するものに限られます。

このため、建築物の屋上の広告塔や平看板、突出し看板に表示するものは認められません。



壁面に表示するもの

(7) 表示形式 (規則別表第3 1~3の(3))

- ア 緩和基準A及び緩和基準Bを適用して表示できるものは、直塗り又は箱文字により文字・記号を表示するもので、大きさの基準(文字・記号の大きさが縦1.2メートル以下(商標及び駐車場を表す案内用記号は縦横それぞれ2.4メートル以下))などを満たすものに限ります。
- イ 緩和基準Cを適用して表示・設置する場合は、表示面積が20平方メートル以下の自家用広告物であれば、掲出物件(広告板等)があるものでも表示・設置できます。

(8) 1壁面に1個の取扱い (規則別表第3 1~3の(3))

- ア ビル名称・事業所名等と、商標 (ロゴ) を 1 壁面に表示しようとする場合は、別冊「屋外広告物の手引き」の第 2章「9 屋外広告物の表示面積及び許可申請手数料の取扱い」の「8 直塗り等広告物」の (1) に基づき、その位置 関係などから一体の広告物であると認められる場合は 1 個の広告物として取り扱います。
- イ 商標 (ロゴ) と文字を 1 個の広告物として表示する場合の大きさの基準は文字の基準 (縦 1.2 m以下) が適用されます。 1 壁面に商標 (ロゴ) のみ表示する場合は商標の大きさの基準 (縦横それぞれ 2.4 m以下) が適用されます。
- ウ 緩和基準Cを適用して表示・設置する場合は、表示面積が20平方メートル以下の自家用広告物であれば、個数の制限はありません。

(9) 彩度の基準 (規則別表第3 1~3の(3))

- ア 設置高さの制限を超えて表示・設置するもの(緩和基準の適用により表示・設置するもの)については、地色 の彩度の基準のような表示面積による適用除外はありません。
- イ 緩和基準A及び緩和基準Bを適用して表示する広告物については、表示面積の大小にかかわらず、文字・記号 に使用する色全てについて彩度の基準が適用されます。
- ウ 緩和基準Cを適用して表示する広告物については、その地色(表示面積の3分の1以上で使用されている色 (P12を参照))について、彩度の基準が適用されます。



緩和基準を適用して表示・設置する広告物の彩度の基準

(10) 緩和基準で認められる照明 (規則別表第3 2・3の(3))

- ア 緩和基準Bで認められる照明は、箱文字の内部に光源が取り付けられ、箱文字自体が発光するものや、箱文字 の裏面又は背後の壁面に光源が取り付けられ、文字・記号の輪郭を照明するものに限られます。
- イ 緩和基準 C については照明方法を限定しておらず、広告物の表示面の上下から照明を行うものなども可能です。





緩和基準 C で認められる照明方式の例

6 自家用広告物等への限定(広告物等の内容の基準)

(1) 規制の概要

景観計画重点地区のうち、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区など景観上特に重要な地区に掲出できる広告物については、必要最小限のものとして、自己の名称、店名、商標、ビル名称等を表示する自家用広告物や管理用広告物に限定します。



自家用広告物等への限定のイメージ

(2) 地区別の基準一覧表

			景	朗 計 画	重点	地 区			
	グル-	−プ		グループⅡ	グループI	グループI	グループⅡ	グループI	グループI
①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区					②平和大通り	③縮景園周辺	④リバーフロント・	⑤不動院周辺	⑥広島東照宮・國前
A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E 地区	沿道地区	地区	シーフロント地区	地区	寺周辺地区
み掲出可(表示 面積 1 ㎡以下の 広告物、車両・ 船舶・航空機に	自家用広告物・のみ積に告物・のみ積にも物・のの示の広告を表下両には、10分のでは、10	自家用広告物ののまます。 自管理用広告物ののまままでは、表情を表示の正式を表示の正式を表示の正式を表示を表示の正式を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	自管理用広告物・のの示の直接を表現所は、		み掲出可 (表示 面積 1 ㎡以下の 広告物、車両・ 船舶・航空機に	自家用広告物のの示の広告物を表下両に告める積が、単立の正の正のでは、本のでは、本のでは、本のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大		自管理場は、大学のでは、大学のいいは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のはないは、ないは、大学のはないは、ないは、大学のはないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは	自家用広告物・管理用広告物ののおける場合では、1 物、面積 1 物、航る船・する船・する場合を発する。 は対象外)

		景	観 計 画	重点	地 区			景観計画重点地区以外
グループI	グループⅡ	グループI	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループIII
⑦広島城・中	8西風新都地	9広島駅新	幹線口地区	- ⑩广良职责口	①广阜市足球	②都心幹線道	③宇品みなと	
央公園地区	区区	二葉の里歴史の散歩道に面す るエリア(二葉の里歴史の散 歩道から 25 メートル以内)	二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア (二葉の里歴史の散歩道から 25メートル超)	⑩広島駅南口 ⑪広島市民球 地区 場周辺地区		路沿道地区	地区	一般区域
自家用広告物・ 管理用広告物・ のみ掲出可(表示の広部・ 教、車両に掲いての が、空機に が、空告的は 外)		自家用広告物のの面告 明田広(表示の広島・ 1 が以下の船出内 1 が上海では 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を						

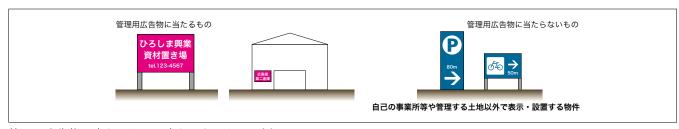
(3) 自家用広告物とは (規則別表第3 備考1(6))

「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己 の住所、事業所、営業所若しくは作業場又は車両、船舶若しくは航空機に表示・設置する広告物又は掲出物件をいいます。

(4) 管理用広告物とは (規則別表第3 備考1(7))

「管理用広告物」とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示・設置する広告物又は掲出物件で、 自家用広告物以外のものをいいます。例えば、事業所、営業所又は作業場の敷地とは別の場所にある資材置き場、倉庫 等に管理上の必要に基づき施設名称として表示する「㈱〇〇〇資材置き場」、「㈱〇〇〇倉庫」などが該当します。

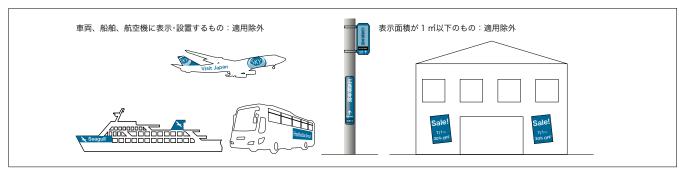
なお、自己の事業所等や管理する土地以外の敷地で表示・設置する誘導看板などは管理用広告物には当たりません。



管理用広告物に当たるものと当たらないものの例

(5) 自家用広告物等への限定の適用除外 (規則別表第3 1・2の(4))

自家用広告物・管理用広告物への限定は、表示面積が1平方メートルを超える広告物又は掲出物件が対象になります。このため、店先のポスターや電柱の巻付け・添加看板などで表示面積が1平方メートル以下のものであれば、自家用広告物・管理用広告物以外でも表示・設置できます。また、車両、船舶又は航空機に表示・設置する広告物又は掲出物件については大きさにかかわらず適用除外となります。(広告物等の内容の基準の適用が除外されるものであっても、許可の適用除外とならないものについては許可申請が必要です。)

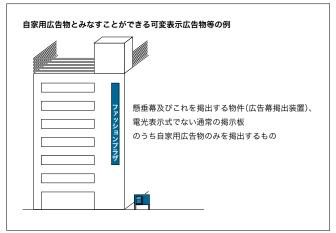


自家用広告物等への限定の適用除外となる広告物の例

(6) 可変表示広告物・掲出物件の取扱い

可変表示広告物・掲出物件(電光掲示板、映像装置など)は、表示内容が特定されず、また自家用広告物以外の表示が可能であることから、自家用広告物として取り扱いません。

ただし、懸垂幕及びこれを掲出する物件(広告幕掲出 装置)、電光表示式でない通常の掲示板については、店 舗等の興行内容等を表示するためのものと考えられるため、 広告物等の内容の基準及び設置高さの制限を緩和する広 告物の基準(緩和基準)の適用においては、自家用広告 物を表示することを許可の条件とした上で、自家用広告物 とみなして取り扱います。



自家用とみなすことができる可変表示広告物等の例

7 その他新許可基準の適用関係

(1) 広告物の種別による新許可基準の適用関係

	广生物の 種間	ı	新許可	可基準の適用関係((※適用があるもの	は○)
	広告物の種別	J	壁面利用広告物 の総量規制	地色の色彩 の規制	設置高さの制限	自家用広告物等 への限定
		壁面看板 (広告板)	0	0	0	0
	壁面広告	直塗り広告物	0	0	0	0
		箱文字広告物	0	0	0	0
平看板		屋上の平看板	0	0	0	0
	その他	突出し看板	対象外	0	0	0
		建植看板 地上の広告塔	対象外	0	対象外	0
		アーチ看板	対象外	0	対象外	0
屋上の広告塔			0	0	0	0
幕広告	懸垂幕(壁面語	設置)	0	0	0	0
帝囚口	広告旗		対象外	0	対象外 (壁面設置は○)	0
電柱広告	巻付け看板		対象外	対象外 (1㎡以下のため)	対象外	対象外 (1㎡以下のため)
电任瓜日	添加看板		対象外	対象外 (1㎡以下のため)	対象外	対象外 (1㎡以下のため)
車両広告			対象外	対象外	対象外	対象外
立看板			対象外	対象外 (2㎡以下のため)	対象外	0
はり紙	はり紙			対象外 (1.5㎡以下のため)	対象外 (壁面設置は○)	0
はり札			対象外 (1㎡以下のため)	対象外 (1㎡以下のため)	対象外 (壁面設置は○)	対象外 (1㎡以下のため)
掲示板			対象外 (壁面設置は○)	0	対象外 (壁面設置は○)	0
気球広告			対象外	0	0	0

〈備考〉

壁面利用広告物の総量規制・・・壁面等に表示・設置されないもの、突出し看板、気球広告、表示面積が1㎡以下の広告物、表示・

設置期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物は対象外

地色の色彩の規制 …表示面積が2㎡~10㎡以下(景観計画重点地区により異なる)の広告物、車両・船舶・航空機に

表示する広告物は対象外

設置高さの制限 …壁面等に表示・設置されないものは対象外

自家用広告物等への限定 …表示面積が1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に表示する広告物は対象外

〈凡例〉

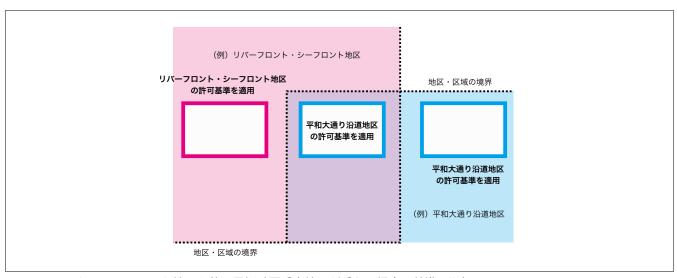
対象外(壁面設置は○) …壁面等に設置される場合は対象となるもの

対象外(□㎡以下のため) …広告物の種別ごとの表示面積の基準により対象外となるもの

(2) リバーフロント・シーフロント地区と他の景観計画重点地区が重なる場合の基準の取扱い

リバーフロント・シーフロント地区のエリアと他の景観計画重点地区が重なるエリアについては、重複する他の景観計画重点地区の許可基準が適用されます。

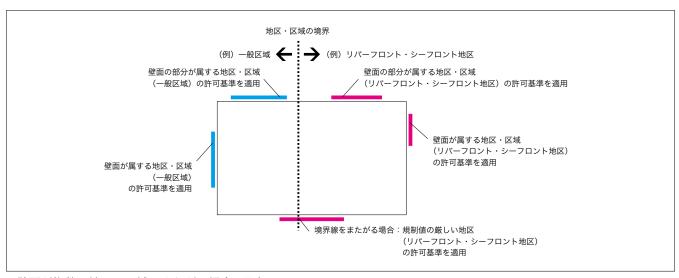
なお、河川・港湾から見える場所に表示・設置するものについては、あわせてリバーフロント・シーフロント地区の広告 物景観形成指針による誘導基準を適用します。



リバーフロント・シーフロント地区と他の景観計画重点地区が重なる場合の基準の取扱い

(3) 1壁面が複数の地区・区域にまたがる場合の基準の取扱い

- ア リバーフロント・シーフロント地区と一般区域など、1壁面の中に複数の地区・区域の境界線があり、それぞれに属する部分がある場合の新許可基準の適用については、広告物又は掲出物件を表示・設置しようとする場所(壁面の部分)が属する地区・区域の基準を適用します。(壁面利用広告物の表示面積の総量の基準については、それぞれの地区・区域に属する壁面の部分のそれぞれの表示可能面積を合算したものが、当該壁面に表示・設置できる広告物の表示面積の総量となります。)
- イ 複数の地区・区域の境界線をまたがった位置に表示・設置する場合は、規制値の厳しい地区の基準が適用されます。
- ウ 建築物の壁面のうち、地区・区域がまたがらない壁面に表示・設置する場合は、当該壁面が属する地区・区域 の基準が適用されます。



1壁面が複数の地区・区域にまたがる場合の取扱い

8 新許可基準の施行日

新許可基準を適用するもの

新許可基準は、平成27年7月1日以降に許可を受けるものに適用します。

平成27年6月30日以前に許可を受けたものは、7月1日時点で広告物又は掲出物件の表示・設置が完了していなくても工事中であるとみなしますので、広告物又は掲出物件の意匠・内容が変わらないものにあっては、改めて新許可基準による許可を受ける必要はありません。

9 経過措置の適用関係

(1) 経過措置の適用(条例第11条第2項)

新許可基準は、改正規則の施行(平成27年7月1日)の際に現に適法に表示・設置されている広告物又は掲出物件(工事中のものを含む。)については、これらが存する期間に限り適用されません。

(2) 経過措置の適用関係

広告物又は掲出物件の表示・設置に際し、新許可基準が適用される場合と、新許可基準が適用されない場合(経過措置の適用がある場合)は、以下のケースに応じた取扱いとなります。

経過措置の適用について

- 1 新許可基準(新許可基準の全て)が適用される場合
 - ア 新たに広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合
 - イ 既存の広告物又は掲出物件を除却してやり替える場合(4イの広告物の表示内容の一部変更を除く。)
 - ※① 直塗り又は箱文字により表示する広告物である場合を含みます。
 - ② 広告物又は掲出物件の大きさを変えない・小さくする、あるいは設置高さを変えない・低くする場合であっても新許可基準が適用されます。
 - ウ 広告物及び掲出物件の大きさ・位置を変更する場合 (3アの広告物の大きさ・内容を変えない位置の変更を除く。)
 - エ 既存の掲出物件に追加して広告物を掲出する場合(追加する広告物について新許可基準が適用され、既存の広告物には適用されません。)
 - オ 違法に掲出されている広告物及び掲出物件である場合
- 2 広告物の地色の彩度の基準、広告物等の内容の基準のみ適用される場合

(壁面利用広告物の表示面積の総量の基準、設置高さの基準は経過措置の適用を受けて適用されない。)

- ア 掲出物件はそのままで、広告物の内容を変更する場合(4イの広告物の表示内容の一部変更を除く。)
 - ※ 壁面看板や屋上の広告塔・平看板の既存の板面・外枠をいかした表示面の入れ替え、突出し看板や建植看板のテナント等の変 更等による表示面の入れ替えなど
- 3 壁面利用広告物の表示面積の総量の基準、設置高さの基準のみ適用される場合

(広告物の地色の彩度の基準、広告物等の内容の基準は経過措置の適用を受けて適用されない。)

- ア 広告物の大きさ・内容はそのままで、広告板等の掲出物件の位置を変更する場合
- 4 新許可基準が適用されない場合(経過措置が適用される場合)
 - ア 更新 (継続) の許可を受ける場合 (広告物及び掲出物件に変更がないもの)
 - イ 広告物の表示内容の一部を変更する場合(料金、メニュー、営業時間等の追加・修正・削除)
 - ※① 大きさや掲出位置のほか、修正等する部分以外の内容・デザイン・色彩等の意匠に変更がなく、広告物としての同一性(全体としての意匠の同一性)が認められるものに限ります。
 - ② ①の広告物としての同一性が認められる変更であれば、変更部分以外を含めて広告物全体のシートやフィルム、アクリル板等のやり替えを行う場合も同様に扱います。
 - ③ 複数のテナント名等が表示された集合看板・複合広告物で、テナント等の変更により一部の内容(はめ込み式の表示面・広告板等)を変更する場合は、変更する部分に限り、広告物の地色の彩度の基準及び広告物等の内容の基準が適用されます。
 - ウ 広告物及び掲出物件の形態、内容等はそのままで、光源を取り付ける変更を行う場合
 - ※ 緩和基準A又は緩和基準B(照明に関する基準)の適用を受けて掲出する広告物を除きます。
- エ 規則第4条で定める許可の要らない軽微な変更又は改造(修繕・補強・塗替え、懸垂幕・掲示板の広告内容の短期的・定期的な変更) に当たる場合
- オ 広告物及び掲出物件はそのままで、設置者(申請者)を変更する場合

第2章 届出制度・誘導基準

1誘導基準について

(1) 誘導基準の趣旨

屋外広告物の掲出に関する基準として、事前協議や景観形成広告整備地区に係る届出を通じた対話型の景観協議を 行う上での指針(広告物景観形成指針)を定めており、条例により適合努力義務が課されます。

この指針では、屋外広告物の許可の要件である許可基準のほか、定量的・数値的な基準になじまない定性的な基準を誘導基準として定めており、景観上特に重要で広島市を特徴づけるような視点場(原爆ドーム及び平和記念公園、平和大通り、河川・港湾など)からの見え方に配慮するとともに、周辺の街並みや建築物との調和を図り、表示内容・掲出数は必要最小限とするなど、広告物の設置者の理解や協力を得ながら、景観に配慮したより良い広告物にしていくための基準を設けています。

※ 景観形成広告整備地区の概要や届出制度、地区ごとの誘導基準の内容については、概要編をご覧ください。

く主な誘導基準>

- ・原則として平和記念公園、平和大通り、縮景園から見える場所には広告物を掲出しない。
- ・平和記念公園、平和大通り、河川・港湾、縮景園から見える場所には屋上広告物を設置しない。
- ・周辺の街並みや建築物との調和を図る。
- ・表示内容、掲出数は必要最小限のものとする。
- ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。
- ・テナント看板等はできる限り集約化する。
- ・点滅又は輝度が変化する広告物は掲出しない。



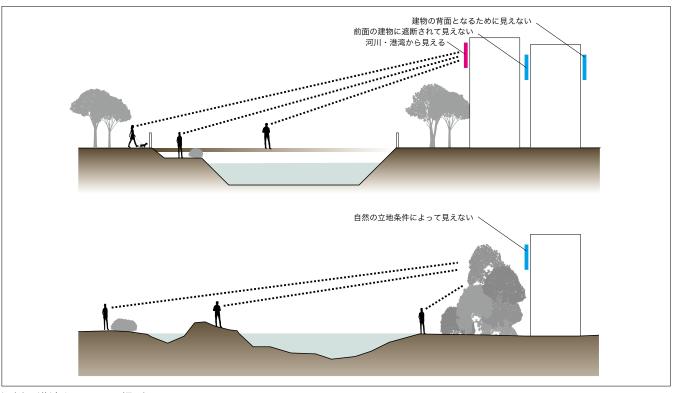
誘導基準に基づく協議・調整のイメージ



(2) 河川・港湾から見える場所について

「河川・港湾から見える場所」については、河川・港湾の河岸・護岸や河川上の橋などから見える場所も含みます。 建築物が建っていたり、自然の立地条件などにより遮断され、河川・港湾から見通すことができない場合については「見えない場所」として取り扱います。

平和記念公園、平和大通り、縮景園から見える場所についても同様に取り扱います。



河川・港湾から見える場所について

2届出の対象外となるもの

景観形成広告整備地区に係る届出を要しない広告物(条例第12条第6項、規則第6条第2項)

景観形成広告整備地区内において広告物又は掲出物件を表示・設置するとき(変更又は改造する場合を含む。)は、 以下に掲げる広告物又はこれを掲出する物件を除いて、許可が不要なものでも届出が必要になります。

なお、許可を受ける(許可が必要な)広告物又は掲出物件については、届出を行う必要はありません。

〔届出を要しない広告物〕

- ・条例により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受けるもの
- ・表示面積が2平方メートル以下のもの
- ・変更の許可を要しない軽微な変更又は改造に係るもの(規則第4条各号)
- ・車両、船舶又は航空機に表示するもの(電車又は乗合自動車の系統標識及び方向標識に表示するものを含む。)
- ・法令の規定により表示するもの(条例第6条第1項第1号)
- ・公職選挙法による選挙運動のために表示するポスター等(条例第6条第1項第3号)
- ・国、地方公共団体等が寄附を受けて設置した公共用の施設等に寄贈者名を表示するもの(条例第6条第1項第4号)
- ・政党、労働組合等がその活動又は行事のために表示するもの(条例第6条第3項)
- ・橋りょう、銅像等の禁止物件に管理者等が管理上の必要により表示するもの(条例第6条第5項第2号)
- ・その他市長が適当と認めて指定するもの (リバーフロント・シーフロント地区のエリア内で表示・設置するもので、河川・ 港湾からの景観形成に影響を及ぼすおそれがないもの)

第3章 手続・提出図書

1 許可申請・届出等の提出図書

提出図書一覧

- ア 許可申請又は景観形成広告整備地区に係る届出若しくは事前協議に当たっては、所定の申請書、届出書又は 事前協議書に以下の添付図書を添えて提出してください。
- イ 様式については、広島市ホームページに掲載しています。

〔許可申請・景観形成広告整備地区に係る届出関係〕 広島市ホームページ>まちづくり>都市計画・景観>都市デザイン>屋外広告物>屋外広告物の規制>屋外広告物許可申請等様式

〔事前協議関係〕 広島市ホームページ>まちづくり>都市計画・景観>都市デザイン>景観計画>手続等>景観法に基づく届出制度について

区分		提出の要否				景観計画に基づく許可基準の適用
		事前 協議	届出	許可申請	表示・記載事項	を受ける場合の 表示・記載事項及び追加添付資料
許可申請書(許可申請書兼台帳、許可書)		_	_	0	所定の様式の記載事項	
届出書		_	0	_	所定の様式の記載事項	
事前	事前協議書(正·副2部)		_	_	所定の様式の記載事項	
添付図書	①付近見取図	0	0	0	付近見取図	(壁面利用広告物の表示面積の総量の基準が適用される場合) 広告物又は掲出物件を表示・設置する建築物又は工作物が現にある場合はその現況写真 ※景観形成広告整備地区に係る届出又は事前協議については、基準の適用の有無にかかわらず、広告物又は掲出物件を表示・設置する建築物等及び敷地の周辺の状況を示す写真を添付してください。
	②寸法、構造等に関する仕様書及び 図面	0	0	0	表示・設置の位置形状、寸法、材料及び構造	(設置高さの基準が適用される場合) 地表から広告物又は掲出物件の上端までの高さ (壁面利用広告物の表示面積の総量の基準 が適用される場合) ●広告物又は掲出物件を表示・設置する壁面の面積(設置高さの制限がかかる地区にあっては設置高さの制限がかかる地区にあっては設置高さの基準以下の壁面の面積) ②現に表示・設置されている壁面利用広告物がある場合は、その表示・設置の位置及び表示面積(表示面積が1㎡以下のものや表示・設置期間が2週間以内の一時的・仮設的なものは記載不要) ③複雑な形状の壁面である場合は、当該壁面と隣接する左右の壁面が交差する角度(これらの角度がわかる建築物の平面図等の資料の添付でも可。)
	③意匠、色彩、照明等に関する図書	0	0	0	意匠、色彩及び表示の方 法、照明・音響を伴うと きはその大要	(彩度の基準が適用される場合) ・広告物に地色(広告物の表示面積の3分の 1以上で使用する色)がある場合は、そのマンセル値 ・設置高さの制限を緩和する広告物の基準(緩和基準)を適用して表示・設置する場合、緩和基準A及び緩和基準Bにあっては文字・記号に使用する全ての色のマンセル値、緩和基準Cにあっては地色のマンセル値
	④チェックリスト					
	ア 景観計画に基づく許可基準 チェックリスト (規則別表第3の 許可基準が適用されるとき。)	0	0	0	所定の様式の記載事項	適用を受ける許可基準について記載
	イ 景観チェックリスト (第一面: 届出行為概要書及び第二面:基 準チェック表)	0	0	_	所定の様式の記載事項	該当する地区の誘導基準について記載
	⑤許可書又はそれらの写し(他の法令により官公署の許可等を必要とするとき。)	_	_	0	許可書、承諾書、確認書 等又はそれらの写し	
	⑥承諾書(表示又は設置の場所が他人 の所有又は管理に属するとき。)	_	_	0	承諾書又はその写し	
	⑦管理者の資格を証する書面 (条例第 20条第1項の規定に基づく管理者 を設置するとき。)	_	-	0	建築士、電気工事士、屋 外広告士等の資格証書 等の写し	

[※] 景観形成広告整備地区に係る届出については、事前協議の協議済証の添付により、添付図書(①~④)を省略することができます。許可申請については、事前協議を行っていても、添付図書の省略はできません。

2 新基準の適用を受ける場合の添付図書作成上の留意事項

(1) 壁面利用広告物の表示面積の総量の基準への適合状況に係る添付図書 (規則第2条第2項)

壁面利用広告物の表示面積の総量の基準が適用される広告物又は掲出物件にあっては、広告物又は掲出物件の表示・設置の位置(地表から広告物又は掲出物件の上端までの高さを含む。)を示した図面には、以下の事柄を明示してください。(これらの内容がわかる資料の添付でも構いません。)

- ① 壁面利用広告物を表示・設置する建築物・工作物の壁面の面積(設置高さの制限がかかる地区にあっては、設置高さの基準で定める高さ以下の部分の壁面の面積)
- ② 当該壁面に現に表示・設置されている壁面利用広告物がある場合には、当該広告物の表示・設置の位置及び表示面積

ただし、当該壁面の現況写真により、1壁面等における壁面利用広告物の表示面積の合計が、基準で定める面積以下であることが一見して明らかであると認められる場合は、現に表示・設置されている壁面利用広告物については図面への位置の表示のみで、表示面積の算定までは求めません。

なお、表示面積が1平方メートル以下のものや表示・設置期間が2週間以内のものは表示面積の合計には 含めないので、これらについては記載する必要はありません。

③ 壁面利用広告物を表示・設置する壁面が曲線形状であったり、壁面の一部がすみ切りになっているなど複雑な形状の壁面である場合には、当該壁面と隣接する左右の壁面が交差する角度を表示するか、交差する角度がわかる建築物の平面図等の資料を別途添付してください。

(2) 彩度の基準への適合状況に係る添付図書

ア 地色の彩度の基準が適用される広告物にあっては、意匠、色彩及び表示の方法等に関する図書には、広告物に 地色(表示面積の3分の1以上の部分で使用する色(P12を参照))がある場合は、そのマンセル値(色相、明度及 び彩度)を明示してください。(マンセル値がわかる資料の添付でも構いません。)

ただし、一見して明らかに地色に該当する色がないと認められる場合は、記載する必要はありません。(イの 緩和基準Cを適用するものについても同じ。)

イ 設置高さの制限を緩和する広告物の基準 (緩和基準) を適用して設置高さの制限を超えて表示・設置する場合、 緩和基準A及び緩和基準Bを適用するものにあっては文字・記号に使用する全ての色、緩和基準Cを適用する ものにあっては地色のマンセル値を明示してください。(マンセル値がわかる資料の添付でも構いません。)

(3) 景観形成広告整備地区に係る届出又は事前協議の添付図書

景観形成広告整備地区に係る届出又は事前協議は、所定の届出書又は事前協議書に、P27の表の①~④の添付図書を添えて提出してください。(⑤~⑦は提出の必要はありません。)

(4) チェックリストの許可申請書等への添付

新許可基準の適用を受ける場合は、当該基準への適合状況を確認するため、「景観計画に基づく許可基準チェックリスト」に必要事項を記載して、申請書や図面等とともに提出してください。

「景観計画に基づく許可基準チェックリスト」は、広告物又は掲出物件を表示・設置しようとする場所が所在する景観 計画に定める地区・区域ごとに別様式となっています。

また、景観形成広告整備地区に係る届出又は事前協議については、誘導基準への適合状況を確認するため、「景観 チェックリスト(第一面:届出行為概要書及び第二面:基準チェック表)」をあわせて提出してください。

(5) 許可申請等に添付するチェックリストと図面の記載例

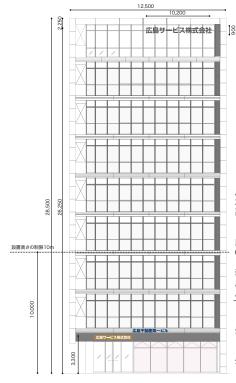
(平和大通り沿道地区の例)





寸法、構造等に関する仕様書及び図面

屋外広告物設置面立面図



屋外広告物設置面の壁面全体の面積 28.5×12.5=356.25m 高さ制限以下の壁面の面積 10.0×12.5=125.00m

既設広告物の表示面積 0.4×4.1=1.64m

新設広告物の表示面積 広告物A:0.9×10.2=9.18㎡ 広告物B:0.6× 5.1=3.06㎡

12 24m²

壁面利用広告物の表示面積の合計 1.64+12.24=13.88m

壁面の面積に対する表示面積の合計の割合

設置イメージ(シミュレーション)

13.88/125.00=0.1110 (11.1%)

Color Planning Center Inc. 〒123-4567 広島市中区国泰寺町1-6-34 tel.082-245-2111 広島サービス株式会社 壁面利用広告物設置工事

立面図・景観シミュレーション図

屋外広告物立面図

ステンレス製バックライトチャンネル文字

3 3 広島サービス株式会社

広告物A 箱文字 照明有

広告物B 平看板 照明無

1:200

15.07.01

マンセル値:N3.5

地色のマンセル値: 2.5Y5.0/3.0

3.06-文字部分0.69=2.37㎡

地色の使用面積

3 許可申請・届出に先立って行う協議(事前協議要綱に基づく協議制度)

景観形成広告整備地区内において広告物又は掲出物件を表示・設置するとき(変更又は改造する場合を含む。)は、許可申請又は届出の14日前までに、「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」に基づく事前協議を行ってください。

事前協議制度の詳細や協議書の様式等については、広島市ホームページをご覧ください。

(広島市ホームページ>まちづくり>都市計画・景観>都市デザイン>景観計画>手続等>景観法に基づく届出制度について)

許可申請等の提出先

手続の種別	提出先	
許可申請	各区維持管理課	
景観形成広告整備地区に係る届出	都市整備局 都市計画課 都市デザイン係	
事前協議要綱に基づく協議		

お問い合わせ先

担当課		住所	電話番号
都市整備局 都市計画課 都	都市デザイン係	中区国泰寺町 1-6-34	082-504-2277
中区	維持管理課	中区国泰寺町 1-4-21	082-504-2576
東区	維持管理課	東区東蟹屋町 9-38	082-568-7739
南区	維持管理課	南区皆実町 1-5-44	082-250-8956
西区	維持管理課	西区福島町 2-2-1	082-532-0946
安佐南区	維持管理課	安佐南区古市 1-33-14	082-831-4948
安佐北区	維持管理課	安佐北区可部 4-13-13	082-819-3925
安芸区維持管理課		安芸区船越南 3-4-36	082-821-4921
佐伯区	維持管理課	佐伯区海老園 2-5-28	082-943-9752





屋外広告物新基準の解説

広島市景観計画の本編は、 広島市ホームページに掲載しています。

広島市景観計画

検索